

女性と司法

アジア女性基金の取り組み

2005年3月

財団法人女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

女性と司法



近年、日本をはじめ多くの国において、司法における女性の尊厳と人権を守る試みが始まっています。アジア女性基金では、この動きをふまえ、アジア太平洋地域をはじめ、北アフリカや東欧などからも専門家を招き、女性が直面している暴力や人権の問題と同様、司法制度における女性差別も考えねばならない問題と認識し、「女性と司法」をテーマに専門家会議を2000～2004年にかけて4回開催しました。

それぞれの会議で、女性が司法の場で直面するさまざまな問題を幅広く取り上げました。女性が正義を求めて裁判に訴えたいと考えてもそれがなぜむずかしいのか、どのような障害があるのか、警察や刑務所における性暴力や女性に対する対応のどこに問題があるのかなど具体的にテーマを絞って、毎年、それぞれのテーマについて各国における現状報告、情報交換、問題解決についての議論が行われました。

そこでは、より貧しく、情報からも遠く、弱い立場にある女性にとって、法制度を身近なものにして、正義と保護につなげることを課題としました。

状況の把握と残されたいくつもの課題…第1回会議

第1回目の会議では、司法制度と女性について多角的な議論が交わされ、以下のような共通認識が生まれました。これらの課題と共通認識をひとつずついかにして解決し、女性の法的差別をなくし、不利益な状態をなくしていくかがその後に開催された会議の具体的な課題となりました。

共通認識の内容

- 1) 多くの国で、立法者や立法機関がほとんど男性で構成されている偏向性のため、法そのものが女性に対して差別的である(例:女性判事、女性警察官等の数)

- 2) 女性に財産権、相続権、参政権を認めない法律が、最近まで多くの国に存在していた
- 3) そのため、女性の権利が社会的にも、司法制度上も遅れている
- 4) 結婚、離婚、売春の取締りなどについて、女性を差別する規定が、現在でも一部の国でまだ見られる(例：売春防止法5条違反など)
- 5) こうした法律的差別規定のために、犯罪者とされる、あるいは生きるために犯罪者とならざるを得ない女性の存在がある(例：入管超過滞在など)

女性が直面する裁判制度の問題点…第2回会議

第2回目の会議で議論されたのは、法制度全般ではなく分野を特定して、女性が被害者、あるいは被疑者となった場合の裁判制度の具体的な問題についてでした。そのため各国の法制度と裁判制度の下で、女性の保護を向上させるべく、国が一定の手段を講じるよう求める宣言を、この会議の参加者で起草しました。

「裁判と女性」京都声明

■ 法的戦略

A. 実体法

1. 保護—女性は人身売買やこれに似た虐待からの保護の名目で、自らの意思に反して拘置されるべきではない。
2. 女性の後見人としての男性の概念—成人した女性が拘置を解かれる場合、男性後見人の保護を唯一の条件にすべきではない。
3. 個人法—離婚および結婚の無効を求める場合、夫と妻の双方が同じ理由をあげることができるべきである。
4. 起訴には被害者の同意が必要とされる国があるが、こうした慣行は退けられるべきである。
5. 女性に関わる法律は女性の視点を認め、尊重しなければならない。
6. 女性に対する犯罪において、名誉を正当化ないし軽減要因とすべきではない。
7. 夫婦間レイプを違反行為と認めるべきである。
8. 保護下のレイプ事件では、保護責任者に弁明する責任があると推定される。
9. 女性に対する暴力の被害者、とりわけ社会宗教的な違反行為の被害者は安全な避難所を与えられる必要がある。
10. 家庭内暴力は個別の犯罪として認められるべきである。
11. 配偶者間暴力には幅広い解釈が必要である。
12. 嫡出子と非嫡出子をいっさい区別すべきではない。嫡出であろうとなかろうと、同じ権利を与えられる資格がある。

13. 夫婦の財産、夫婦の家という概念を離婚や扶養問題において発展させる必要がある。
14. 家庭裁判所の機能は、単に制度としての家族を守り、家庭紛争の当事者の和解を奨励するだけでなく、家族を構成する個々人の保護も含むべきである。
15. 女性を含め弱い立場の人々が裁判に訴える際の障害、たとえば裁判や弁護士費用、言葉の壁、手続きの遅れ、根深い偏見などを取り除く必要がある。
16. 家族を守る責任は男女平等にある。
17. 法律の発布は、国連人権法の下での政府の国際的義務を実施に移し、とりわけ女性にとって差別的な法律を撤廃するものでなくてはならない。
18. 暴力とくに威嚇や復讐の被害者となった女性を保護するため、特別規定を設ける必要がある。

B. 訴訟法

1. 証拠—女性に対する犯罪の加害者を女性が進んで通告し、証拠を提出できるよう、裁判の前、期間中、裁判後の保護を確実に与える必要がある。たとえば、ビデオによる証拠提出、判事の私室での審問、身元の非公開、加害者のいない法廷での証言などなど。
2. 証拠—レイプその他の性犯罪の被害者について、過去のセックス歴を加害者の犯罪立証に関連させるべきではない。
3. 補強証拠—レイプその他の性犯罪の立証に補強証拠を求めるべきではない。
4. 被害者と弁護士は刑事裁判への参加を認められるべきである。
5. 治外法権—自国民が外国で女性に対する犯罪事件を起こした場合、2重の危険（同一犯罪で2度裁判を行うこと）の禁止に反しない限り、国は領土範囲を越えて国内での裁判権を拡大するよう奨励されるべきである。

C. 法の施行

1. 警察および法執行当局者は女性に対する暴力事件に対し敏感になり、即座に行動に出るよう励まされるべきである。

法律以外の戦略

1. 妻子を扶養する法的責任について、社会とくに男性の意識を高めること。
2. 男女を平等に尊重するという感覚を養うこと。
3. 社会的弱者としての女性には特別の保護が必要であることを、弁護士、検察官、裁判官、法執行当局者、医療関係者、社会一般に十分意識させること。
4. メディアが意識を高め、女性保護について前向きな立場を取り、マイナスでしかないステレオタイプの描写は避けるよう奨励すること。
5. 政府とNGOの連携を深め、被害者と証人にシェルター提供、法的助言の提供と時機を得た支援を行うなど、裁判をより身近なものにすること。
6. 弱い立場の女性集団への支援を評価し、適切な法改革を行うため、データ収集と研究を促進すること。

提起された問題点

- 1) 夫婦の財産、夫婦の家という概念を、離婚や扶養の問題との関連で、発展させる必要があります。
- 2) 女性を含む弱い立場の人が裁判に訴えるとき、情報が不足していて援助を受けにくい状況が多くみられます。
- 3) 弁護士費用、言葉の壁、社会的慣習などでの手続きの遅れ、女性はまともな訴えができないなどの偏見を取り除く必要があります。
- 4) レイプその他の性犯罪の被害者に、過去のセックス歴などを関連させる必要はありません。
- 5) 性犯罪の場合、加害者と対面しなくてよい審理や、ビデオリンクを使った証言を可能とする制度の導入が裁判に訴えやすい環境をつくれます。
- 6) 女性は、人身売買や虐待からの保護の名目で、本人の意思に反して拘置されるべきではありません。

被拘禁女性…第3回会議

各国における女性の権利や対応には大きな違いがありますが、重要な点は、女性が暴力を振るわれたときに示す対応は、その暴力を通報したり、訴えたり、中止させようとする試みが、社会的、文化的、経済的に支持されるかどうかにかかっている点です。日本では、ごく最近まで、夫や恋人など、親しい関係にある人からの暴力・ドメスティック・バイオレンス(DV)を訴えることには、被害者の女性側にためらいがありました。どこの国でも、私的領域の問題、家庭内の問題と思われていて、経済的に自立していない女性はとくに、離婚後の生活や子どもの養育を心配して暴力を振るわれても我慢する傾向が少なくありません。しかし、アジア諸国や日本においても「配偶者からの暴力の防止および被害者保護に関する法律」(DV法)が、整備されて以来、社会のDVに対する認識が変わり、通報や訴追が増加し、家族が中止させる行為が減少しています。

被拘禁女性に関するペナン声明

—2003年1月14日 マレーシア、ペナン

2003年1月、アジア女性基金はペナンにおいて第三回「女性と司法」専門家会議を開催した。参加者は被拘禁女性に関連する問題を論じ合い、以下の項目で合意した。世界人権宣

言および国連被拘禁者処遇最低基準は、拘禁された女性を含めすべての人の尊厳と価値を宣言していることを想起する。被拘禁女性の中には、有罪判決を受けた女性、裁判の結審を待つ女性、庇護を求める女性、移民の理由で拘留された女性が含まれることを認める。被拘禁女性が重大な人権侵害を受けていることを憂慮する。裁判権や文化、宗教の違いを問わず、こうした人権侵害を断固として根絶する。被拘禁女性の状況ができる限り明らかにされることで、保護が保証されることを確信し、人権促進のための研究と改革を奨励する。女性は家族の幸せや社会の発展に大きく貢献していること、拘禁された女性がさまざまな度合いで多様な差別に直面し、したがって虐待を受けやすいことに留意する。

A. 公判前の拘禁中の権利

1. 被拘禁女性はすべて、有罪が証明されるまでは無罪と推定されるのであり、ジェンダーに配慮した法的援助をうけられるべきである。拘禁される時点で、拘禁の理由を通告されるべきである。法的権利を教えられ、ジェンダーに配慮した法的援助について情報を与えられるべきである。彼女たちの所在は近親者に通報される必要があるし、近親者および法的助言者との連絡も許可されるべきである。
2. 尋問と医学的検査はジェンダーの視点をもつ有資格の女性担当者によって行われなければならない。担当者は常に身分証明書を携帯しているべきである。
3. 公判前の拘禁について裁判官は監視を怠ってはならない。拘禁はできるだけ短期間でなければならない。いかなる状況であれ拘禁期間は問われた罪に対する判決期間を超えてはならない。

B. 拘禁の条件

4. すべての拘禁施設は記録を保持し、すべての被拘禁者の氏名、拘禁目的、入所と出所の日時を明確にしておかなければならない。
5. 拘禁施設は被拘禁女性の住居の近くに位置し、家族や友人が頻繁に訪問し、被拘禁女性が孤立せずに住むよう、国はあらゆる努力をすべきである。子どもをもつ女性のためには、とくに子どもの定期的訪問や家族のカウンセリングなど必要に応じた措置が取られるべきである。
6. 拘禁施設では公判前の被拘禁者、刑罰のない被拘禁者および既決囚を分離すべきである。被拘禁者の性別と年齢による分離も必要である。
7. 被拘禁女性のために宿泊設備が供給されるべきであるが、それらは平均的な健康基準、適切な栄養、衛生、空間、照明、換気を備えていなければならない。被拘禁女性は運動とリクリエーションの機会を与えられるべきである。拘禁施設には被拘禁女性がみずから信じる宗教を實踐できる設備がなければならない。
8. 教育、職業教育、カウンセリングなどを受けられるようにすることで、被拘禁女性が釈放された後、社会復帰できる能力をつけられるようにする。
9. 被拘禁女性は性暴力をふくむあらゆる暴力から身を守られるべきである。国家は女性の身体の安全を守り、言葉による侮辱など品位を落とす処遇から守るための政策を確立し施行しなければならない。
10. 被拘禁女性はジェンターに固有の必要を満たす適切な医療を受けることができなけれ

ばならない。精神的健康と処置をふくめ出産の前後に必要な医療を受けられるよう、特別の設備を整えるべきである。

11. 出産を控えた女性や幼児がいる女性のために、拘禁中適切な施設で子どもの世話ができるよう、規定を設けるべきである。
12. 上述の最低基準に加えて、被拘禁女性に対しては、移民という配慮も含め刑事判決以外の理由で、犯罪者ではないという立場を認め、家族の団結を尊重する条件を整備すべきである。
13. 自発的に保護を求めてきた女性に対しては、それ以外に方法がない場合を除いて、保護拘置という理由で拘禁すべきではない。
14. 被拘禁女性は刑期を終了した後は無条件に釈放されなければならない。

C. 苦情の補償

15. 被拘禁者からの申し立てについては、独立した明朗な苦情処理機関が作られなければならない。是正の手続きは公正に、時機を見て、迅速に苦情を取り除くものでなければならない。
16. 監視委員会を任命し、拘禁施設を訪問して定期的に公の報告書を作成する権限を与えなければならない。その報告書は各収容施設が基本的人権を遵守しているかどうかに関し議会に提出されるべきである。
17. 被拘禁女性が拘禁当局による犯罪行為ないし不注意が原因で危害や損傷を加えられた場合のため、補償のための仕組みを作らなければならない。

D. 一般的勧告

18. 国は被拘禁女性の人権に関する教育を促進し、支援すべきである。その中には、被拘禁女性が置かれている状況についての社会教育、弁護士、裁判官、法執行公務員、拘禁施設職員に対するジェンダーの意識化教育も含まれる。
19. 刑務所の看守、法執行公務員、裁判官のための研修、意識化について、資料や経験を共有するため、国家間の協調と協力が必要である。途上国の被拘禁女性の状況と取り組むため、援助機関はプログラム支援をすべきである。
20. 被拘禁女性の人権侵害を告発された者について、国は捜査した上で起訴しなければならない。
21. 元被拘禁者の権利をできるかぎり回復し、全面的に社会復帰ができるようにしなければならない。
22. 国は、刑務所、拘禁施設、被拘禁女性の状況に関して、個人の名前その他を秘す女性権利を守りつつ、重要な情報を公開しなければならない。
23. メディアは、被拘禁女性の人権侵害についての情報を調査し、あきらかにしなければならない。
24. 被拘禁女性に対して実効性のある保護と救済策が提供されるよう、法律専門家と裁判官は積極的に監視しなければならない。
25. 女性の更生に重点を置かなければならない。更生を促進し、女性が家族に対する責任を果たせるような新しい形の拘禁モデルを促進しなければならない。

国によって特徴のある問題

- 1) 国によっては、女性が刑期を終えても、男性の家族が後見人として迎えに来ない限り釈放されない場合があります。これは、処罰が終わっているのに、自由を拘束するという、法律上、重大な問題です。
- 2) しかし、大変重大な問題にもかかわらず、家族の不名誉となった女性への罰といった口実や、単に、釈放の日時を忘れてしまっていたなどの許しがたい理由で、処罰が終わった女性の自由を拘束することがあり、改善が必要です。

被拘禁女性(罪を犯して刑務所に送られた女性)に対する新しい試み

- 1) 出産を控えている女性や子どものいる女性が刑に服するときは、特別のニーズや適切な医療、子どもとの面会や一緒に住めるような特別の配慮が考えられるようになってきています。日本でも2005年の通常国会に、刑務所内でも一定の条件のもとで子育てができるようにするなどの改善が明文化される法案が提出されます。
- 2) 全体的に見ると、被拘禁女性(罪を犯して刑務所に送られた女性)は、子どもに対する影響を考慮して、量刑の面で配慮される傾向にあります。
- 3) 拘束するかわりに社会奉仕を行わせたり、若い女性でしかも初犯の場合、週末毎に収容し、仕事を続けさせながら社会復帰を容易にする方法が導入され、一定の効果を挙げている国もあります。

司法における女性の人権を守るガイドラインの作成

これまで行われた会議では、司法制度の中でどのように女性の尊厳と人権を守るかについて論議しました。本来であれば権利と保護を男女平等に保障し論議すべき司法制度の中で、女性が被害を訴えることさえできない国、被害者の同意がないと起訴できない国、できる国、治外法権による犯人引渡しの問題や裁判なしの拘禁が日常的に行われる国などがあることが分かりました。また、ほとんどが男性である警察官、検事、裁判官などによって裁かれ、警察や刑務所内における女性の性被害の問題など、さまざまな人権侵害や不利益の具体的な例が報告されてきました。こういった現状をふまえ、これまでの会議の集大成とし、「女性にとって公平な制度」の原則と

ガイドラインの作成を提案しました。

ガイドラインの意図は、さまざまな社会に属している女性たちは、法律体験もさまざまです。そこで、多くの女性が抱える問題を掲載し、その問題が実際の現場で確実に改善されることが重要と考え、司法における女性に対する差別に注目し、注意を喚起し、こうした差別を生んでいる慣習を見直すこともあわせて勧告することを目的に作成しました。

このガイドラインは、2004年8月、国連の人権促進保護小委員会において議長の賛同を得て、42名の委員全員に配布されました。今後は、このガイドラインが、各国の言語に翻訳され、司法関係者の間で基本的な指針として利用され、多くの国で始まっている司法における女性の尊厳と人権を守るための試みに、大きな進展をもたらす始まりとなることを期待しています。

女生と司法ガイドライン

はじめに

横田 洋三

人類の歴史の中で、女性は常に因習的、制度的抑圧の被害者であった。近代法制度のもとで、本来弱者の味方となるべき裁判、警察などの法執行機関も、女性に対しては抑圧的に機能してきた。まず、立法者や立法機関の偏向性のゆえに、法そのものが女性に対して差別的であった。女性に財産権や参政権を認めない法律が、ごく最近まで多くの国に存在した。結婚や離婚、さらには売春取締りなどにおける女性差別規定は、現在でも少なからぬ国に見られる。こうした法律的差別規定のために、犯罪者とされる、あるいは生きるために犯罪者とならざるを得ない女性が、今日でも数多く存在している。

さらに、犯罪者あるいは被疑者となった女性に対しては、ほとんどが男性である警察官、検事、裁判官などによって、女性であるがゆえの不当な取り扱いを受けることが少なくない。それどころか、犯罪の被害者になった女性に関しても、本来こうした法執行・救済制度のもとで手厚く保護されるべきであるにもかかわらず、実際には十分配慮された扱いを受けずに、二重に被害を受ける事例も数多く報告されている。

このように、司法制度のもとで女性としての尊厳を傷つけられ、人権が侵害されるケースは、日本を含むアジア諸国はもちろん、全世界において一般的に見られる現象である。さいわい、女性の権利に対する意識の世界的高まりを反映して、司法における女性の尊厳の問題への関心も近年強まりつつある。国連人権促進保護小委員会も、近年、この問題を議題に取り上げ審議を開始している。また、日本をはじめ多くの国において、司法における女性の尊厳と人権を守るための試みが始まっている。それらは決して十分とはいえないが、しかし歓迎すべき動きである。この動きを相互に知り、参考にすることによって、司法における女性の尊厳と人権を擁護する活動が一段と活発化することを期待して、アジア女性基金では、4回にわたる専門家会議を開催した。インド、マレーシア、スリランカ、フィリピン、タイ、オーストラリア、香港などのアジア太平洋地域の国や地域はもとより、北アフリカ、東欧などからも、この分野の専門家を招き、充実した情報交換と議論の発展をみたことは、この専門家会議の企画に携わった一人として、心より喜びたい。

2004年3月

序文

本勧告は、アジア女性基金が行った4回にわたる女性と司法に関する専門家会議で取り上げられ、論じられた事柄の到達点である。これらの会議で専門家たちはある種の慣習、とくに女性に対する差別に注目し、こうした慣習と取り組む勧告を行った。したがって、こうした事柄の中には新しい問題ではないものも含まれているだろうし、さまざまな国ではすでに取り組まれている問題もあると思われるが、会議ではとくに女性が実際に司法制度で出会う現実や体験に目を向けたのである。

さまざまな社会に属している女性たちは、法律体験もまたさまざまであり、したがって、現在論じられているこうした問題が実際の現場で確実に改善されることが重要である。

前文

世界人権宣言がすべての人の尊厳と価値を宣言していることを想起し、女性の保護は強い法の支配と司法の独立に依存することを信じ、法制度と社会秩序は歴史、文化、伝統と切り離せない関係にあり、家父長制の文化や宗教的態度と実践に影響され、それらが法制度と社会におけるジェンダーの不平等を引き続き支持し固定化していることを憂慮し、実際の法制度はこうした影響を意識し、状況の変化および正義と平等という概念に基づいて、その矯正をもとめなければならないことを認識し、一部の国の司法制度はすでに、女性とくにさまざまな差別を受け、さまざまな面で弱い立場に立たされている女性に対する保護を促進するため、積極的行動を導入する努力を傾けてきたことに注目し、国、地域、国際レベルで女性の状況を改善する措置の一部として、以下の原則とガイドラインを探求し採用するよう勧告する。

司法はすべての人にとって平等という推定

1. 多くの法制度、司法制度は、すべての人が法の前で平等であり、法の利用と法による保護は平等である、という原則に立って運用されている。この推定は、実質的な平等を保障する法と国際条約の下でのジェンダーの平等、差別をしないという原則を適用できることが前提となっている。
2. 現実には、一貫した差別を認める憲法や法律が存在しており、これは根絶しなければならない。憲法や法律ではジェンダー／性差別を禁止していたとしても、実際にはジェンダー／性差別が存続している国もある。こうした差別的慣行の原因を調べ、それを取り除くための措置を取るべきである。

司法制度を左右する影響力

3. 歴史を通じて作られ進化してきた法律と法制度は、ジェンダーに関連する偏見を内包し、伝統的な女性観に影響され、したがって手続き面でも実質面でもジェンダー差別を免れない推定や神話にどっぷり浸かっている。
4. 平等の基準をふくめ法律や法制度は、男性の判断基準に基づいて解釈することはできず、男女の差を包摂しなければならない。
5. 一般的に、女性のほうが貧しく、教育程度も低く、情報も少なく、立場も弱いため基本的人権を侵害されやすい。女性はまた、地域でも国レベルでも意思決定のプロセスに参加できる度合いが少ない。女性の社会的地位の低さ、先祖伝来の不利な立場が構造的な不利益とあいまって、女性を被害者にしやすくしているだけでなく、法制度の下での女性の地位を弱くしているのである。
6. 女性の社会立場が弱いために、女性は政治、社会、経済すべての面で恵まれず、不均等な損害を受けているので、ジェンダーに対する無知やジェンダーに関する中立は、女性の法的、社会的地位が男性と平等でない限り、正義をもたらさないであろう。
7. 行動基準を決める法的原則もまた、女性に対処するときは筋の通った男性の視点だけでなく、

筋の通った女性の視点も考えるべきである。男性の視点は女性の視点と異なることは実証済みだからである。(1)

8. 女性の不利な立場は法廷という単純なレベルにとどまらず、言語、実体法と手続法、裁判手続き全般にまで作用する。例えば、女性の証人／専門家／被害者／被告が使う言葉は、地方、国の裁判、国際法廷で使われる言葉とは異なる。
9. 弁護士をつけることができれば、その人の事件はかなりの程度公平な審理が期待できるだろう。とくに非常に多くの女性がいまだに読み書きできないとなればなおさらである。法律言語を理解し把握することは、たとえ識字力のある訴訟当事者でも難しく、弁護士のいないところで裁判手続きを進めることはできない。可能なかぎり、女性には法律扶助を利用できるようにすべきである。
10. 警察、弁護士、判事、社会は必然的に、女性に対する固定観念や偏見に影響される。女性が弱い立場にあること、女性の視点を理解することに焦点をあて、法執行官、弁護士判事、コミュニティの意識化を緊急にはかる必要がある。
11. したがって、国の当局者は法制度、司法制度を通じて女性の保護を拡大すべく何らかの手段を講じるべきである。現行の法制度の仕組みに特別の目を向け便宜をはかることで、法の下でこうした偏見の均衡を取らないかぎり、法制度は、刑事および民事の裁判を行う女性に対する公平な処遇と実効性のある保護を保証できない。
12. ジェンダーに基づく差別は間違いであり容認できないという態度を、国の当局者は明確にすべきである。意識の向上を優先課題とし、メディアにも前向きな役割を取るよう奨励しなければならない。

暴力の被害者／サバイバー(2)としての女性

13. 家庭や公共の場、また職場でも日常的に暴力を受けている女性は少なくない。女性は男性よりも暴力からの自由といった基本的人権を侵害されやすいのである。重要なのは、あらゆる形態の暴力を有罪とし、そうした暴力を廃絶することである。
14. 女性が暴力を加えられた時に示す対応は、その暴力を通報したり中止させようとする試みが、社会的、文化的、経済的に支持されるかどうかにかかっている。
15. 性暴力事件においては、法は女性に対する固定観念や偏見が存在することに気を配らなければならない。性暴力はレイプからセクハラ(普通、性的いやがらせと言われるもの)にまでおよぶ。性暴力事件には裁判所が事実認定を行わないという傾向があるが、これはセクハラのように重大な身体的損傷がない場合でも改めなければならない。同じく深い深刻なトラウマを与えるからである。
16. 社会が性暴力の被害者を非難し排斥する傾向があることが、被害者のトラウマをいっそう倍化させる。男性の犠牲になり男性から攻撃される女性はまた、家族やコミュニティに「不名誉」をもたらしたとみなされ、さらにまた家族やコミュニティの暴力にさらされる。こうした要因によって女性は、加害者の訴追を追求したり、継続することはおろか、こうした事件を通報する気力さえも奪われてしまう。供述の撤回をそのまま受け入れるべきではなく、裁判で厳しく調べるべきである。家族とコミュニティの支援が不可欠である。
17. 被害者支援が非常に重要であり、国と非政府組織(NGO)は被害者を助け、訴追のプロセスや裁判手続き、家族やコミュニティとの対応などが理解できるよう便宜をはかることが可能である。関連の事件について被害者の代弁ができる弁護士を用意する配慮も欠かせない。
18. 社会、医療、法的サービスを統合することで、例えばレイプのような暴力を受けた女性被害者のトラウマを減らすことができるだろう。女性に警察と病院の間をたらいまわすべきではない。NGOやコミュニティによる被害者のカウンセリング、情緒的、心理的支援も、暴力の被害者をエンパワーするという目的のために提供すべきである。

19. 通報を促すため、法は被害者（および証人）の保護を研究すべきである。裁判官は被害者（および証人）の身元を明らかにするような情報の非開示を命じる裁量権を与えられるべきである。ただし、公平かつ公開の裁判を受ける被告人の権利と公共の利益を危険にさらしてはならない。訴訟手続きという公共の安全を確保するという目的で、一部の情報開示は必要であることは注意すべきである。
20. 通報の遅れによって告訴の真正性に疑義が推定される司法制度は、再考すべきである。社会的トラウマという観点から通報の遅れによってレイプ被害に反する推定を立てるべきではない。
21. 女性が被害者ないし容疑者である場合、判決はしばしばその証言を信用しない。こうした偏見が、はっきり見られるのは、性暴力や家庭内暴力の被害者証言を確認するために、他の犯罪では求められない証言が要求されることである。とくに、被害者の他の男性との過去の性関係といった無関係な事柄を、レイプ事件での証人の信用性を疑う根拠として受け入れることも改めるべきである。
22. 裁判手続きは女性被害者の不安をかきたてる。被害者に出廷して証言をし、証拠を提出するよう求める一方で、性犯罪の女性被害者には特別な配慮をすべきである。裁判所によっては、被害者は被告人のいないところで証言することを許されている。この方式をとれば、女性被害者は裁判手続きというトラウマの体験を軽くすることができる。
23. 刑事事件において、訴追の開始に関して被害者の同意を求める場合、女性被害者は訴追するなどという不当かつ容認できない圧力を受ける可能性がある。こうした裁判で被害者の同意を要求している司法制度は、これを再検討し撤回すべきである。
24. 裁判所によっては、被害者は刑事訴訟の中で賠償を請求できることもある。別個に補償のための民事裁判を起こす必要はない。このやり方は検討されるべきである。
25. 虐待する夫に判決を下す際、被害者が経済的に虐待者に依存していることを考慮して、判例によって懲役に代わる別の適切な処罰を探求すべきである。
26. レイプその他の重大事件では、裁判官は被害者と共に訴追する、ないし被害者が訴追に加わることを許可する裁量権を持つべきである。

レイプ

27. 裁判制度の中には、ペニスのワギナへの挿入をレイプの条件にしているところもある。いくつかの裁判制度において行われているように、レイプの定義を被害者の尊厳に対する侵害、被害者のトラウマを考慮にいれて広げる必要がある。
28. レイプに関する保護拘束のあるところでは、同意があったことの証明は、被害者を保護拘束下に置いている人間の責任とすべきである。
29. 夫婦間レイプは重罪と認められるべきである。

人身売買

30. 女性と子どもの人身売買には領域管轄権の問題がかかわってくる。英米法系の国々は、域外適用を進んで認めようとはしない。とくに、判決の執行が難しいときはそうである。しかし、一部の国では、女性に対する犯罪について、二重危険のルールに違反しないという条件で、刑法の域外適用を是認している。(3)
31. 国境を越える人身売買の被害者となった女性は、身の安全が保証されてはじめて本国への帰還を実施すべきである。

家庭内暴力

32. 家庭内暴力は重大な人権侵害である。いずれの国においても、家庭内暴力を法律の下で扱い根絶すべきだと認識すべきである。(4)も家庭における私的領域と公的領域の区別は、暴力がふるわれた場合には無視すべきであり、法はそうした暴力を予防し、加害者を処罰し、被害者を保護しなければならない。
33. 家庭内暴力が起きた場合、夫婦間の性交権の回復といったその他の法的原則を阻むべきである。この権利は暴力の加害者が利用していることが証明されている。
34. 和解は暴力や暴力の脅威がない環境で、被害者の同意があってはじめてなされるべきである。法律は、人の身体の安全に対する基本的権利の引き続き侵害を助けてはならない。
35. 裁判制度の中には、刑事犯を重傷や武器を伴う審理できる罪と、そうでない罪にかけているところもある。審理できる犯罪は、警察が権利として介入し捜査できる。軽い傷を伴う審理できない犯罪の場合は、検事なしし下級裁判官の命令なしには警察は捜査できない。家庭内暴力は繰り返し遂行される審理されない犯罪であることが多いので、法律で家庭内暴力を個別の審理できる犯罪とする条項を作るべきである。

名誉殺人

36. 家族やコミュニティの「名誉」を踏みにじったとして女性や少女(数は少ないが男性や少年)を殺すというのは、重大な犯罪だが、この問題に対する取り組みは十分ではない。こうした違反行為には、女性が自分の選んだ男性と結婚したとか、ボーイフレンドがいる、またはラジオに歌をリクエストしたなどということまで含まれる。時には、家族が女性や若い男性に自殺をけしかけたり圧力を加えることもある。
37. こうした形の殺人は、ラテンアメリカ、南アジア、西アジア、ヨーロッパ、東南アジアの多くの国に広がっている。該して、この種の殺人を犯すのは家族の一員である。
38. 被害者を保護する支援体制はまったくない。国はこうした行動を審理せずにすますこともある。殺しに関わったり、そそのかす家族らは軽い罰で済んでいることは周知の事実である。こうした形態の殺害は他の殺害と同様に扱うべきである。一部の裁判所が行っているように、加害者に「追放処分」といった軽い判決を下すやり方は止めるべきである。
39. こうした暴力や暴力の脅しに直面している女性は、国内の当局ならびに亡命を認めるなど国際社会による保護の権利を認められるべきである。

女性と少女を傷つける慣習

40. 有害な女性性器の切除、女子の胎児殺し、女児殺しといった女性や少女を傷つけるいくつかの慣習は、重大な犯罪とみなされるべきである。加害者は処罰され、適切な判決を下されるべきである。

家族法

41. 国は特別の家庭裁判所をもうけ、特別の訓練を受けて家庭という範囲内で個人を守るという意識をもった判事をおくべきである(判事は可能なかぎり男女同数とする)。家庭裁判所の目的のひとつは、紛争の形式的解決はできるだけ避け、裁判外の解決法の可能性も含む必要がある。
42. 当事者どうしが合意すれば離婚は認められるが、実際には意思決定のプロセスで男女は平等ではない。
43. 家庭裁判所は女性が不利な立場にあることに敏感であり、こうした女性に必要な支援を与えなければならない。家庭裁判所はジェンダーの意識をもつカウンセラーやソーシャルワーカーの

- 法廷での援助を奨励し、可能であれば裁判の公平かつ迅速な処理の必要に配慮すべきである。
44. 離婚、子どもの扶養と後見といった問題で、社会的に不利であるがゆえに女性は不当に影響を受ける。法律はこうした不均衡を是正すべきである。
 45. 女性が経済的に配偶者や家族に依存しているという問題に取り組む必要がある。女性は往々にして家族の世話をすることを求められ、家の外で稼いだり収入を得る能力を失ったり、制限されるからである。そのため、女性は別居や離婚するだけの十分な経済的手段を持っていないのである。
 46. 収入のない配偶者(たいていは妻)は、妥当かつ適切な形で扶養されるべきである。
 47. 妻に結婚資産の分配を受ける権利を認めている司法制度は少なくない反面、家族の世話をすることで資産を得るために果たした金銭以外の貢献については、まったく、あるいは不十分にしか認められていない。結婚している間に所得した財産はすべて、配偶者の平等の資産であるという原則を法的に確立すべきである。
 48. 離婚後、子どもの後見人となった配偶者は、子どものための適切な扶養料とシェルター(住居)を与えられなければならない。さらに、扶養料は子どもが無事に生きられるために不可欠であるから、時宜を得て提供されるよう、法で認め、執行しなければならない。
 49. 多くの国の法律の下では、女性は離婚／婚姻の無効宣言、あるいは夫からの別居を手に入れるのは不可能、あるいは非常に困難である。夫の側に夫婦性交の権利回復命令を申請したり、取得する力があることもあって、女性は時として虐待を伴う結婚や失敗した結婚に実際的な救済策が何もないまま、耐えざるをえないのである。法は配偶者双方が離婚／婚姻無効宣言／別居を平等に求めることができると、認めるべきである。
 50. 結婚無効宣言の場合、子どもも必ず守られるようにすべきであり、子どもを非嫡出子とみなすべきではない。子どもの相続権の保護および子どもの養育は、子どもにとっての最善の利益にもとづき決定される。
 51. 法的結婚によらず生まれた子どもも同じように嫡出子とみなされるべきであり、子どもには何の罪のない行為を恥じやからかいの対象にしてはならない。一部の司法制度では、非嫡出子も嫡出子も同じように父親の財産の相続権を認め、父親の名前を名乗ることを認めている。子どもの保護という目的から、こうした方式を促進すべきである。

外国人労働者

52. 家事労働者を含め、外国人労働者の多くは弱い立場に置かれている。彼らの多くは外国で長年働いている。家事労働者は他の労働者と異なり労働法によって守られてはいないこともある。
53. 虐待その他の理由で提訴する必要が生じた外国人労働者は、退職を強制されることなしに提訴が認められるべきである。もしその時点で退職が義務づけられれば、訴訟が未定の間、働くことができず、したがってビザの延長もできない可能性がある。

女性の保護拘束

54. 犯罪の被害を通報した時点で女性は身の危険にあう場合がある。司法制度の中には、こうした女性を保護拘束のもとに置いている。留置場の外からの暴力から守るため、他の犯罪者と一緒に留置場に入れることもある。また、家庭内暴力その他の暴力から女性を守るため、裁判所の命令によってどこかのシェルター／ホームに送りこむ場合もある。女性の身の安全をはかって留置場以外の場所に拘束するときは、女性自身の要請に基づき(期間も女性が決める)、脅しを封じ込めることができない場合の最後の手段とすべきである。可能であれば、女性被害者を脅している人を拘束すべきであって、女性被害者を拘束すべきではない。

55. 国によっては、女性が刑期を終えても、男性の家族が後見人として迎えにこないかぎり釈放されない。この慣行は容認できない。場合によっては、女性が刑期をつとめた後も刑務所で苦しむという結果を招くからである。

被告人となった女性

56. 犯罪の被告人となった女性はさらに弱い立場に立たされ、とくに尋問の場でひどい扱いを受ける。女性の性的、ジェンダー上の弱さが利用されるのである。こうした慣行は廃止すべきである。
57. 女性は受け身で、自己犠牲をいとわず、世話をするものという期待が社会にあるため、罪を犯す女性に対して社会はとくに厳しい。その結果、女性は警察、検察、法廷および刑事制度によってとくに過酷な扱いを受ける。被告人となった女性は平等の処遇を受けるべきであり、ジェンダーゆえの処罰は受けてはならない。

拘束下の状況

58. 拘束下にある女性は尊敬と尊厳をもって扱われるべきである。例えば、男性担当者の前で身体検査をしてはならない。拘束された女性の尋問や身体検査は、有能かつジェンダー意識のある女性担当者が行うべきであり、かつ身分証明書を常時身につけているべきである。
59. 設備の整った個別の棟、収容所あるいは刑務所を維持すべきである。過密化を避ける措置を講じるべきであると共に、職員は拘束された女性の必要がわかるジェンダー意識を持つべきである。
60. 収容所の場所ではできるだけ収容された女性の居住地の近くを心がけるべきである。家族や友人、法的助言者などがしばしば訪れ、囚人が孤立しないためである。女性に子どもがいる場合は、子どもの定期的面接や家族に対するカウンセリングなど、特別の必要に応えるべきである。幼い子どもを持っている女性のためには、収容所内に特別の施設を設けるべきである。
61. 女性受刑者は収容されている間に教育、職業訓練、カウンセリング、更生プログラムなどの機会を提供されるべきである。釈放後の社会復帰を助けるためである。
62. 拘束下にある女性は、人権の濫用や拷問(女性の性的無防備を利用する拷問も含め)にさらされやすい。こうした虐待をおこなう職員は処罰されるべきであり、立証責任は女性を拘束している側の人間に求めるべきである。

実施とフォローアップ

63. 法制度の下で女性の平等を保証するには、地方、国、国際レベルで個人や組織、公務員が一致した努力を傾ける必要がある。このガイドランでは司法制度における女性の平等をばむ重要な障害を明らかにし、原因の多くを指摘し、状況改善の提案を含めている。以下に掲げるのは、さまざまな組織や団体がこれらのガイドラインを利用するためのいくつかの方法である。
64. 国際的行動
- (a) 国連
国連機構の中で、人権組織が行動を起こし、各国レベルで女性の法的平等を促進するために必要な改革を促すことができる。こうした行動には、モニタリングの進展を目的とした問題に関し、さまざまな国連機関が行う集中的かつ定期的議論も含まれる。
- (b) 国連人権促進保護小委員会
この小委員会は裁判の執行に関する作業を拡大して、司法制度における女性の問題も含めることができる。これによって、問題点と可能な解決策を明確にするとともに、開発に対する女性の平等の影響が明らかになるだろう。

(c) 人権条約機関

人権条約機関はこのガイドランを使ってそれぞれの権限がおよぶ範囲で、司法制度における女性の平等にとっての問題点および行動の必要を明らかにすることができる。

(d) 国連の特別手続き

これらの作業グループや特別報告者なども、このガイドランにある資料を利用して、司法制度における女性の平等にとっての問題点、必要性や行動を明らかにすることができる。

(e) 人権高等弁務官事務所 (OHCHR)

OHCHRはジェンダー平等の問題に関する任務遂行にこれらのガイドラインを使い、また諮問的支援計画の作成にも役立つことができる。

(f) 開発と援助の国際機構

こうした機構はこのガイドラインがプロジェクトの策定と検討に役立つ。開発と援助プロジェクトを通じて司法制度で女性が平等の権利をもつことが守られ強化されるからである。

65. 国レベルの行動

国の関係者、政府、NGOおよび市民社会組織は、このガイドラインを使って司法制度下の女性の平等についての情報を発展させることができる。このガイドランはまた、司法制度における女性の平等の権利尊重を促進し、保障する手段としても役立つ。司法制度における女性の平等を保証する一致した努力を通して、国による評価とその後の行動計画の開発が可能である。

参加者リスト

Algeria	Leila ZERROUGUI*, Magistrate, Supreme Court
Australia	Jocelynn SCUTT, Attorney-at-Law, Writer, Anti-Discrimination Commissioner Elizabeth BLOK, Solicitor
Chile	Jose BENGUA*, Professor, Universidad Academia de Humanismo
China/HK	Hing Chun WONG, Judge, District Court Hong Margaret NG, Member of the Legislative Council of the HK Special Administrative Region
India	Nirmala PANDIT, Managing Trustee Nav Maharashtra Soli J. SORABJEE*, Attorney General of India Fathima BUR NAD, Women Training Centre Ashok V. KALAMKAR, Joint Municipal Commissioner Pratima JOSHI, Director, Shelter Associates Deepa PATURKAR, Lecturer in Law, Pune University
Indonesia	Pasti SINAGA, Judge
Japan	Yozo YOKOTA*, Professor, Chuo University 横田洋三 Aiko NODA, Attorney-at-Law 野田愛子 Yoko HAYASHI*, Attorney-at-Law 林 陽子 Kanae DOI, Attorney-at-Law 土井香苗 Takashi EBASHI, Professor, Hosei University 江橋崇 Emiko TOMIOKA, Attorney-at-Law 富岡恵美子 Mayumi TANIGUCHI, Osaka University 谷口真由美 Emi OMURA, Attorney-at-Law 大村恵美
Malaysia	Kamar Ainiah KAMARUZAMAN, Attorney-at-Law Zarizana Abdul AZIZ, Attorney-at Law Maznah MOHAMED, Journalist Stephanie BASTIAN, Attorney-at-Law

	Honey TAN Lay Ean, Attorney-at-Law LOH Cheng Kooi, Women's Crisis Centre
Madagascar	Lalaina RAKOTOARISOA*, Judge
Nepal	Sapana MALLA, International Women's Rights Action Watch Asia Pacific
Philippines	Lita T. GENILO, Judge, Regional Trial Court Dina Joy Canencia TENALA, State Counsel, DOJ
Romania	Iulia A. MOTOC*, Professor, Bucharest University
Sri Lanka	Chulani KODIKARA, Muslim Women's Research and Action Forum Saama RAJAKARUNA, International Centre for Ethnic Studies
Switzerland	Marie Claire DROZ, ATD Forth World Thomas E. MCCARTHY, former Senior Advisor UNHCHR
Thailand	Prathan WATANAVANICH, Professor, Thammasat University
USA	Barbara A. FREY*, Director, Human Rights Program, University of Minnesota

International Commission of Jurists(ICJ), UN International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia(ICTY), International Movement Against All Forms of Discrimination. Japan Committee(IMADR-JC), Japan Civil Liberties Union(JCLU), and Japan Immigration Bureau

(注)*国連人権促進保護小委員会委員

● 専門家会議開催日時・場所

- 2000年11月19～20日、神奈川県箱根町
- 2002年1月20～21日、京都市
- 2003年1月12～14日、マレーシア・ペナン市
- 2004年1月27～29日、インド・プーナ市

これまでに行った、女性と司法に関する国際会議やセミナー

- 2004年●第4回「女性と司法」専門家会議(インド・プーナ)
- 2003年●第3回「女性と司法」専門家会議(マレーシア・ペナン)
- 2002年●第2回「女性と司法—裁判と女性」アジア太平洋地域国際専門家会議(京都)
- 2000年●第1回「女性の尊厳と司法」専門家会議(神奈川県・横浜市)
- 1999年●「第7回 犯罪と刑事司法」に関する世界会議(インド・ニューデリー)
 - 国際専門家会議「武力紛争下における女性の人権」および公開フォーラム「女性と暴力」(京都市)
- 1998年●「女性の国際的身売買」に関する地域会議(タイ・バンコク市)

これまでの女性と司法に関する関連書誌

- 2004年●(第4回専門家会議)ガイドライン
- 2003年●(第3回専門家会議)「第3回女性と司法専門家会議～被拘禁女性の人権～」
- 2002年●(第2回専門家会議)「女性と司法～第2回国際専門家会議報告書～」
- 2000年●(第1回専門家会議)「国際専門家会議報告書～女性と司法～」
- 1998年●「夫・恋人からの暴力の撤廃～国際的背景と国際人権法上の義務～」
米田 眞澄(京都女子大学講師)[著]
- 1996年●「アジア太平洋地域における女性の人権と法的地位」
サビットリ・グナセケラ(コンボ大学法学部教授、国連アジア太平洋経済社会委員会コンサルタント)[著]

アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1)元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2)国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3)政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002年9月末に終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は79名にお届けし、2001年7月に終了しました。インドネシアでの事業は2007年3月まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性に対する暴力や人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は現在も後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の反省をふまえ、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等にも積極的に取り組んでいます。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6

電話 03-3514-4071 ファックス 03-3514-4072

Home Page: <http://www.awf.or.jp> E-mail: dignity@awf.or.jp